

公 示 送 達 書

次の納税義務者に対し、住民基本台帳及び課税台帳を調査するも、その住所、居所、事務所及び事業所が不明のため地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び厚木市市税条例（平成 12 年厚木市条例第 22 号）第 5 条の規定により公示送達する。

なお、この書類は次に示す場所に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 9 月 10 日

厚木市長 山 口 貴 裕

- 1

送達する書類名

市民税・県民税・森林環境税 納税通知書
調定年度 8 年度 賦課年度 8 年度
- 2

送達する書類の保管場所

厚木市役所 財務部市民税課

No.	氏名（名 称）
1	横山 大輔

（注意）

地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示した日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。